９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

［1］市町村の推進体制の整備等	

（1）庁内体制

①担当セクション

産業観光部：主に商業等の活性化、中心市街地活性化協議会、タウンマネジメントを担当。

建　設　部：主に市街地整備、街なか居住、都市機能増進などを担当。

建設部と産業観光部が連携して対応している。

②雲南市中心市街地活性化基本計画策定庁内調整会議

雲南市中心市街地活性化基本計画の円滑かつ効率的な策定に資するために必要な庁内組織として設置した。（平成 27 年 4 月 1 日）

［調整事項］

・中活計画の策定に係る調査・研究に関すること

・中活計画の策定に係る原案の立案、協議に関すること

・その他の中活計画の策定に関し、必要と認める事項に関すること

［組織］

委員　　政策企画部政策推進課長、政策企画部地域振興課長、総務部財政課長
子ども政策局こども政策課長、健康福祉部寿障がい福祉課長、産業観光部商工振興課長
産業観光部観光振興課長、建設部都市計画課長、建設部建設総務課長、建設部建設工務課長、建設部建築住宅課長

［活動状況］

第 1 回庁内調整会議　平成 27 年 5 月 12 日　　第 2 回庁内調整会議　平成 27 年 8 月 11 日

第 3 回庁内調整会議　平成 28 年 6 月 17 日　　第 4 回庁内調整会議　平成 29 年 6 月 30 日

③市議会における中心市街地活性化に関する審議（抜粋）

（平成 25 年 9 月定例議会）

【質問要旨】

中心市街地活性化法の活用について、どう考えているか伺いたい。

【答弁要旨】

今後、雲南市域の中心市街地を整備していく上で、中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画を作成することは、一つの有効な手段ではないかと認識をしています。

この基本計画は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上が総体的かつ一体的に推進されなければならないとされています。このことから、今後、中心市街地の整備改善と商業等の活性化、この双方の観点から検討します。

（平成 26 年 6 月定例議会）

【質問要旨】

策定中の第２次総合計画における基本構想では、都市機能地域の中核拠点ゾーンを新たに中心市街地エリア、医療機能エリア、定住機能エリアに区分し、市街地整備を進めていくとされ

ています。具体的なエリア機能について伺いたい。

【答弁要旨】

中心市街地エリアについては、商業集積を促進し、にぎわいの拠点づくりを進めるエリアです。それから加えて、現在進行中の市役所の本庁舎の建設が進められておりますが、これや高速道路のインターチェンジも存在するエリアとして中心市街地の形成を目指すものです。

【質問要旨】

中核拠点ゾーンでは、必要な整備を取り入れて公共施設や商業にぎわいの拠点、産業集積を図るとされています。中心市街地エリア、医療機能エリア、定住機能エリアそれぞれの必要な制度について伺いたい。

【答弁要旨】

中心市街地エリアにおいては、中心市街地活性化基本計画の策定を考えています。その後、この計画に基づいて、商業の活性化策あるいは市街地整備事業を活用しながら進めたいと考えています。

【質問要旨】

現在、雲南市商工会では、中心市街地活性化事業であります商店街まちづくり事業により、新たな中心市街地の形成と既存商店街への波及効果に向けた事業可能性調査が実施されています。中心市街地エリアの整備は、さまざまな支援措置メニューが用意されています。中心市街地活性化認定による整備は有効であると考えますが、今後、想定する公共事業、民間事業、ソフト事業について伺いたい。

【答弁要旨】

本市における中心市街地エリアは、平成２６年度に全線が開通します中国横断自動車道尾道松江線の南北軸と出雲ー松江を結ぶ東西軸が、このたび新たに建設します本庁舎の位置で交差する交通の要所あり、また、雲南市が目指す交流人口の拡大が期待できる重要な地域であります。

そこで、今後策定を予定しております中心市街地活性化基本計画では、市民の皆様や訪れられる観光客など多様な人々が集い、出会い、また訪れたくなるような魅力ある中心市街地を形成するため、道路の整備をはじめ公園の設置、公共・公益施設や居住施設などの社会資本の集積を図ることとしております。またあわせて、大規模な６次産業化・文化伝承施設、共同店舗ビルなど商業集積の推進や商業環境の整備、にぎわい増進につながる施設の整備など民間投資を促進させるとともに、桜まつりに代表されるようなイベントなど訪れた人々が交流できる環境の整備も含めたソフト事業など、一体的に推進していくことが求められています。

【質問要旨】

魅力ある中心市街地エリアの形成には、交流人口を増やすということが大事だと思います。そのためには、隣接する松江市、出雲市からの流入人口を増やしていくということが重要になってきます。公共事業の中では特に国道４車化、主要地方道出雲三刀屋線の改良については、中心市街地エリアの整備として早急にやらなければならないと考えますが、所見を伺いたい。

【答弁要旨】

都市計画マスタープランは当然中心市街地活性化基本計画にもリンクします。上位には総合

計画もあります。その都市計画マスタープランの中でも将来の都市構造ということで、都市間の連携軸というところにこの国道５４号と出雲三刀屋線を考えているところでして、中心市街地エリア整備にあわせてこの路線は重要な路線と位置づけておりますので、計画に盛り込む考えであります。

【質問要旨】

中心市街地活性化法では、基本計画の作成は市町村が行い、商工会とまちづくり会社による法定協議会を設置し、基本計画への意見及び認定計画の実施等にも意見をすることとされています。今後の事業推進にはまちづくり会社の設立が最大の課題と考えますが、本市の状況について伺いたい。

【答弁要旨】

中心市街地の活性化には、民間投資の喚起を促すことが何よりも重要になってまいります。こうしたことから、中心市街地活性化基本計画におけるまちづくりを担うまちづくり会社は、地域密着型の公益性と企業性をあわせ持ち、開発業者、いわゆるディベロッパーとしてハード、ソフトの両面から中心市街地の形成に取り組むことが求められます。具体的には、今後、雲南市商工会と連携しながら、まちづくり会社設立に向けて検討することとしています。

【質問要旨】

中心市街地のエリア設定についてですが、国道５４号沿線と国道からＪＲ木次線をつなぐ沿線を中心市街地エリアとすべきと考えますが、所見を伺いたい。

【答弁要旨】

中心市街地活性化基本計画の区域、エリアについては、現在行っております商業に関する事業可能性調査の結果を踏まえながら今後の本格的な策定作業の中で検討し、決定すべきものと考えています。国道からＪＲ木次駅をつなぐ沿線につきましては、公共交通として大きな役割を担いますＪＲとの結節や既成の木次町市街地との商業活性化連携、それからシンボル的な木次大橋などの景観あるいは桜並木などが固有資源の活用の観点から、中心市街地エリアとして検討する必要があると考えています。

（平成 26 年 6 月定例議会）

【質問要旨】

雲南市商工会により商店街まちづくり事業が調査事業としてスタートし、本市としても認定申請に取り組むとされ、平成２８年度には事業実施スケジュールも示されたことは、産業振興と定住、そして何より有効な財源獲得の観点からも非常に大きなファクターであり、とても評価するものです。そこで、改めて雲南市の中心市街地の具体的な区域、面積、はどのあたりでどの規模を想定しているのか伺いたい。

【答弁要旨】

市が策定しました都市計画マスタープランにおいては、新たな建設をします市の本庁舎を核とする周辺地域や木次、三刀屋の既存商店街を含めた地域、これを中心市街地エリアと位置づけて、行政、経済、文化等の中心として都市機能の増進、経済活力の向上を目指して総合的かつ一体的に整備を推進していくこととしています。したがって、中心市街地活性化基本計画の策定に当たっても、この中心市街地エリアがその対象となりますが、基本計画の策定に当たっ

ての具体的な区域、面積については、今後設置される中心市街地活性化協議会での意見などを踏まえて決めることになります。 なお、雲南市商工会が実施しております商店街まちづくり事業では、この都市計画マスタープランで示した中心市街地エリアを調査対象としており、その面積は４５０ヘクタールです。

【質問要旨】

全国他地域の事業内容や取り組みは、旧市街地のリニューアルを即す事業のほうが多かったと認識しております。当雲南市の目的は、新たな中心街をつくり上げるといったところが一番のコンセプトであり、いわゆる真っ白なキャンパスにまちという絵を描くことだと考えます。当然そこには道路や公園、国道５４号の拡幅や東西に伸びる道路網の配備も必要だと思いますが、市内周辺部とのアクセスなどの公共工事も視野に入れるべきではないかと思っており、それも含めた新たな基本計画が必要だと思いますが、所見を伺いたい。

【答弁要旨】

中心市街地の活性化を図るためには、にぎわいを創出する展開が必要でございます。にぎわいは演出する人と参加する人が必要となりますが、そのようなソフト的な部分を最大限に生かすためには、ハード整備も重要であり、新たな公共工事も当然視野に入れなければならないと考えています。民間と行政とが連携、分担し、活力のある中心市街地形成のためにハード整備、ソフト整備の両面から基本計画を策定していきたいと考えています。

【質問要旨】

中心市街地は他市の例では、松江市であれば城下町、大社町であれば神門通りといったような、市外からの流入には話題や歴史といったものをタイムリーに絡めたテーマというものが見えます。また、中心市街地ですから当然市内の周辺部からの流入も絶対的に必要です。それは経済活動、いわゆる雇用、消費、そして憩いや集い、こういった場がなければならないと思いますが、それも含めた上でどのような中心市街地をイメージしているのか、伺いたい。

【答弁要旨】

雲南市は、神話の伝承地や自然景観が息づく地域であることは御承知のとおりですが、生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくりを基本理念に、地域の文化、伝統を育み、地域における人、もの、文化等の交流を大切にするとともに、さまざまな市民活動が根付いています。活性化基本計画の策定に当たっては、新たな中心市街地を形成することによって、商業活動による交流はもちろんのこと、こうした地域資源を生かした観光や食、地域体験などを中心とした交流の促進を念頭に置きながら必要な施策を検討したいと考えています。

（平成 27 年 3 月定例議会）

【質問要旨】

中心市街地活性化調査事業として、雲南市商工会が調査をされ、商工会よりその中心市街地まちづくり事業の提案がなされたと伺いました。その内容について所感を伺いたい。

【答弁要旨】

都市計画マスタープランにおいては、三刀屋、木次をエリアとした中心市街地を形成するということを基本として策定されていますが、雲南市では、平成２７年度に中心市街地活性化基本計画を策定することにしております。

ぜひ商業の活性化を実現しなければならない、それが基本とされた提案書であると受けとめています。雲南市としては、都市計画マスタープランと、そして商工会から出された事業計画の整合を図って、それを平成２７年度に策定します基本計画に盛り込んでいかなければならないと思っています。

【質問要旨】

旧市街地の再生を中心とした商工会からの提案と行政が計画的に示すべき道路や公園、こういった都市機能の集約と充実、このマッチングが最大の焦点となります。行政として、基本計画に何を盛り込むのか、伺いたい。

【答弁要旨】

行政の役割としましては、こうした商業者の皆様や民間活力による取り組みの成果を最大限引き出せるように、ソフト事業あるいはハード事業による側面的な支援を行うことが必要であると考えています。

活性化に必要不可欠な商業者の皆様や民間活力による取り組みが効果的に発揮できる都市機能整備とは何かを十分に検討した上で、法定の雲南市中心市街地活性化協議会と連携しながら基本計画の認定を目指します。

【質問要旨】

先の産業建設常任委員会にて内閣府への申請と認定に向けたスケジュールは示されました。その中には、この２月中に雲南市中心市街地活性化協議会の設置と、３月に中心市街地活性化基本計画案の作成とあるが、この進捗状況を伺いたい。

【答弁要旨】

中心市街地活性化協議会については、中心市街地活性化法の規定に基づき、商工会とまちづくり会社が担うことになっており、これが規約を定めて共同で協議会を組織することになっています。そして去る２月２３日に市も含めた３者の協議の中で設置の方向が決定されたところです。今後は、この準備会ということで、３月中にその協議会の規約等の承認を得た後に正式に設立することとしております。また、計画案についても３月中に原案を策定し、４月の法定協議会、第１回法定協議会で協議をいただくという計画であり、そのための準備を現在進めているところです。

（平成 27 年 9 月定例議会）

【質問要旨】

中心市街地活性化事業は、新庁舎周辺の里方と三刀屋バスセンター、そしてＪＲ木次駅前、この３点を結ぶエリアとし、現在基本計画が策定されつつありますが、現行案を見ますと、三刀屋のみしまや周辺への一極集中の感があり、一方、ＪＲ木次駅前は内容が乏しく、不十分であると思います。木次駅舎の整備も含め、金融機関あるいは飲食店などの周辺をも加えた駅前再々開発とする整備内容とするべきだと思います。駅前はそのまちの一つの顔であり、それにふさわしいものとすべきだと思うが、如何ですか。

【答弁要旨】

ＪＲ木次駅前は、ひとつには斐伊川の河川公園の整備事業ということで、三刀屋の中心市街地へ来訪者が入っていくエリア整備、あるいは近隣の住民の皆さまが川に親しみ心を癒す空間

としての整備、また、駐車場つきの多目的広場、あるいは簡易なグラウンドを整備してイベント、レジャー、キャンプ場等の年間を通じた利用を図るための整備、この３点セットが示されています。来年１月に予定をしておりますこの基本計画の認定申請までにはもう少し具体化を図っていく必要があると思っています。

（平成 27 年 12 月定例議会）

【質問要旨】

経済の中核であると共に、人口の流入が最も期待される「中心部のまちづくり」の具体策の内容と計画は何か伺いたい。

【答弁要旨】

中活計画（案）における「中心部のまちづくり」の具体策の内容と計画ですが、まず「まちなみ整備」につきましては、市が事業主体となって、エリア内の市道やイベント広場の整備などのハード事業を計画しています。

次に、「賑わい創出」につきましては、民間事業者が事業主体となって、民間商業施設の整備、物産館やチャレンジ店舗の整備に加え、イベントの開催やスキルアップ・魅力アップのためにソフト事業を計画しています。

次に、「居住支援」につきましては、市が事業主体となるイベント広場に併設する子ども向けのキッズ広場の整備や、民間事業者が事業主体となる託児施設やデイサービス施設の整備、また、育児や高齢者を支援するソフト事業を計画しています。

【質問要旨】

社会資本整備総合交付金の「都市再生整備計画」策定の進捗状況は。

【答弁要旨】

都市再生整備計画事業は、これまで雲南市でも数多く導入している事業であり、整備計画に基づいて、地域特性に応じた個性的なまちづくりを行うために、道路、公園、建物施設、公営住宅など各種事業を複合的に実施できる事業であります。

また、交付金の交付率が通常４０％でありますが、中心市街地活性化基本計画の認定が伴えば、４５％として重点的な支援が受けられるもので、中心市街地活性化事業との相性の良さもあり、この度の中心市街地活性化事業においても、導入を有力視している事業です。

しかしながら、要件として「都市再生整備計画」を作成し、国の承認を受けなければなりませんが、先ほども答弁しましたとおり、店舗や施設の選定、配置が固まらない限りは、計画作成がなかなか進まない状況にあります。

現段階では、平成２９年度からの都市再生整備計画事業の導入を目指すこととなりますので、できるだけ早期にエリア全体の計画を固めて、計画の承認、国への交付金要望を行う必要があります。

【質問要旨】

賑わいの創出のための「街の絵」を描くには誰がイニシアティブを握るべきと考えるか伺いたい。

【答弁要旨】

中心市街地活性化基本計画は、地方自治体が策定するものでありますので、個別事業の取り

まとめや全体の整合性を図りながら計画を策定し、５年間の進捗管理をしていくことは、行政の仕事と認識しています。

しかしながら、「街の絵」を描いた後、５年間で実現していかなければならないことからすれば、より精巧な現実味のある「街の絵」でなければなりません。したがって、絵の中に描かれる店舗、集客施設、道路、広場といったパーツが、それぞれの事業主体によって精巧な絵が描かれることが重要であります。

そういう意味では、現在共同で作業を進めている、商工会、まちづくり会社、民間事業者、そして行政が連携を保ちながら、それぞれの役割をきちんと果たしていくことが最も重要な点であると考えています。

（平成 28 年 6 月定例議会）

【質問要旨】

５月２４日に中国地方整備局、また３０日には内閣府とのヒアリングを終え、事業の実現の確実視並びに熟度については、どのような評価をされたのか伺いたい。

【答弁要旨】

５月２４日の中国地方整備局ヒアリングについて先に説明させていただきますが、広場整備等の基盤整備実施のための都市再生整備計画につきましては、概ね中国地方整備局に理解をいただいたところです。

次に５月３０日の内閣府ヒアリングにつきましては、国土交通省の都市再生整備計画事業、経済産業省の地域・まちなか商業活性化支援事業など、中国地方整備局あるいは中国経済産業局レベルまで協議が進んでいること、あわせて民間商業施設の出店事業者選定作業、ビジネスホテル誘致等の進捗状況を説明したところですが、内閣府からは個別の事業の確実度を上げるよう指摘を受けたところです。ヒアリング概要につきましては以上ですが、正式に申請する段階まで、しっかりとやりとりをさせてもらいながら今年度中の認定を目指したいと考えております。

（平成 28 年 9 月定例議会）

【質問要旨】

民間商業施設（仮称）SAKURA マルシェ事業は、ビジネスホテルと合わせた「核事業」であるが、出店希望者の説明会においての参加者の反応を伺いたい。

【答弁要旨】

商工会、まちづくり会社により、これまで２度にわたって出店希望者説明会が開催されたところです。説明会の中では、出店について前向きに検討している事業者もいますが、具体的には、（仮称）SAKURA マルシェに出店した場合の採算性等を含め、今後検討するといった意見でした。今年度、商工会において、経済産業省の補助採択を受け、この（仮称）SAKURA マルシェ事業のニーズ、あるいはマーケティング調査を実施中であり、条件面等を含め、出店希望者の要望も把握しながら、魅力ある商業施設の建設に向けた事業計画の策定が行われると考えております。

【質問要旨】

出店者説明会で提示された設定家賃を伺いたい。

【答弁要旨】
出店者説明会でまちづくり会社から示された金額は、現時点での施設整備費、あるいは将来の維持管理費などを勘案して設定された家賃、共益費等です。
今後、建物の規模、構造などの整備内容、駐車場の整備費、資金調達方法等により、金額が大きく変動する要因がありますので、現時点では具体の金額について言及できる段階ではありません。

【質問要旨】
誘致企業であるビジネスホテルの駐車場に対しても新規出店者と同様な根拠において、駐車場代を設定されるのか伺いたい。
【答弁要旨】
ビジネスホテル誘致につきましては、鋭意進めているところですが、用地につきましては、市で取得し、建物敷地と駐車場の家賃をいただくよう考えております。

（平成 29 年 6 月定例議会）
【質問要旨】
本市の中心市街地活性化事業は市街地形成であることから、行政の一歩が何よりも先行していかなければ先へは進めないと思われる。行政組織内に中心市街地活性化推進室という統括的なプロジェクトチームを形成して臨むべきと考えますが、如何ですか。
【答弁要旨】
平成２９年度の組織機構を協議する中で中心市街地活性化推進室の設置も検討しましたが、室を設置するのではなく人員体制を強化し、建設部、産業観光部が連携を密にしながら、中心市街地活性化事業の推進を図っていくほうがよいと判断しました。

【質問要旨】
中心市街地活性化事業の柱の一つは、経済のダム効果であります。（仮称）ＳＡＫＵＲＡマルシェはその一事業で、当該エリアの目玉と言っても過言ではないと考えています。当初の出店説明会では２０を超える事業者が参加していたようですが、減少したと伺っています。現在の参画状況はどうなっているのか伺います。
【答弁要旨】
第１回の事業説明会では出店の意思にかかわらず広く出席を募り、２０を超える事業者の出席をいただきました。（仮称）ＳＡＫＵＲＡマルシェの出店にあたっては、当然初期投資や家賃等の資金が必要であり、事業説明会後に資金面等を理由に出店を見送られたところもあります。
ＳＡＫＵＲＡマルシェは限られた面積での整備事業でありまして、テナント数としても５、６店舗を予定し、まちづくり会社である雲南都市開発株式会社が商工会と連携し出店者誘致、施設整備の実施計画づくり、出店予定者の事業計画づくりの支援等に取り組んでいます。

【質問要旨】
（仮称）ＳＡＫＵＲＡマルシェの駐車場については、行政側で整備すべきと考えますが如何ですか。

【答弁要旨】
駐車場の敷地は民有地であり、また事業主体が民間であることからも、行政側では整備することができないと考えています。
　しかしながら、出店事業者にとりまして新規出店しやすい状況を整備していく必要もございますので、今後商工会、まちづくり会社等と整備費、整備手法についての検討、さらに市の支援についても検討したいと考えています。

【質問要旨】
　ビジネスホテル誘致について、現在の状況を伺います。
【答弁要旨】
　ビジネスホテル用地の取得について、地権者に具体的な金額を示し、交渉を進めているところです。

［2］中心市街地活性化協議会に関する事項

（1）中心市街地活性化協議会の設置

中心市街地活性化協議会については、法第 15 条第 1 項の規定に基づき、基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、雲南市商工会と雲南都市開発株式会社が中心となり、平成 27 年 4 月に雲南市中心市街地活性化協議会を設立した。

（2）雲南市中心市街地活性化協議会名簿

雲南市中心市街地活性化協議会構成員

分　類	法令根拠	所　属	役　職
経済活力の向上	法第１５条第１項関係	雲南市商工会	会長
		雲南市商工会	副会長
都市機能の増進	法第１５条第１項関係	まちづくり会社（雲南都市開発㈱）	代表取締役
行政（市町村）	法第１５条第４項関係	雲南市	副市長
商業活性化	法第１５条第４項関係	雲南地区建築技術協会	会長
		雲南市建築業協会	会長
		地権者	
		地権者	
		地権者	
		雲南市観光協会	会長
		うんなん元気百貨店まちづくり協議会	会長
地域住民	法第１５条第４項関係	雲南市地域自主組織連絡協議会	会長
		市民代表	
		市民代表	
		市民代表	
		市民代表	
地域経済代表	法第１５条第８項関係	㈱山陰合同銀行　木次支店	支店長
		しまね信用金庫	理事・地域貢献部　部長
		㈱島根銀行　雲南支店	支店長
		JA しまね　雲南地区本部	常任理事副本部長
公共交通	法第１５条第８項関係	西日本旅客鉄道㈱　木次鉄道部	部長
		雲南市地域公共交通協議会　社)島根県旅客自動車協会	雲南支部　事務局長
医療・福祉関係	法第１５条第８項関係	雲南市社会福祉協議会	会長

【オブザーバー】

関係行政機関等		国土交通省　中国地方整備局　松江国道事務所	所長
		国土交通省　中国地方整備局　出雲河川事務所	所長
		経済産業省　中国経済産業局	流通・ｻｰﾋﾞｽ産業課長
		㈱日本政策金融公庫　松江支店	支店長
		(独)中小企業基盤整備機構 中国本部	地域振興課長

		(独)中小企業基盤整備機構 中国本部	中心市街地サポートマネージャー
		島根県雲南県土整備事務所	所長
		雲南警察署	署長
		雲南消防本部	消防長
		島根県商工労働部　中小企業課	課長

【雲南市】

		産業観光部	部長
		建設部	部長

【雲南市商工会】

		雲南市商工会	事務局長
		雲南市商工会	まちづくり推進課長
		雲南市商工会	経営指導員

【雲南市中心市街地活性化協議会事務局】

		事務局	事務局長
		事務局	タウンマネージャー
		事務局	中心市街地活性化専門員
		事務局	中心市街地活性化専門員
		事務局	事務局員

（3）開催状況

開催日	会議名	議題・議事概要・議決状況等
H27.4.14	雲南市中心市街地活性化協議会設立総会	設立趣意書（案）の承認について⇒承認 規約（案）の承認について⇒承認 役員の選任について⇒承認 タウンマネージャーの設置について⇒承認 平成 27 年度活動計画（案）の承認について⇒承認
H27.4.14	第 1 回法定協議会	雲南市中心市街地活性化基本計画（案）について
H27.6.18	第 1 回運営委員会	雲南市中心市街地活性化事業の取組状況について 今後の取組みについて
H27.8.21	第 2 回運営委員会	雲南市中心市街地活性化基本計画（案）について 雲南市中心市街地活性化事業の取組状況について 今後の取組みについて 　中心市街地活性化シンポジウムについて 　基本計画の認定に向けたスケジュールについて
H27.8.26	第 2 回法定協議会	雲南市中心市街地活性化基本計画（案）について 雲南市中心市街地活性化事業の取組状況について 中心市街地活性化「チャレンジうんなんシンポジウム」について 基本計画の認定に向けたスケジュールについて
H27.11.16	第 3 回運営委員会	雲南市中心市街地活性化基本計画（案）の策定状況について

		今後のスケジュールについて
H27.12.14	第 4 回運営委員会	雲南市中心市街地活性化基本計画（案）について 内閣府との協議状況について 今後の取組みについて 第 3 回法定協議会の議題について
H27.12.16	第 3 回法定協議会	雲南市中心市街地活性化基本計画（案）について 内閣府との協議状況について 今後の取組みについて
H28.3.23	第 5 回運営委員会	雲南市中心市街地活性化基本計画（案）について 市街地の整備改善（都市再生整備計画事業）について 雲南市リテール未来プロジェクト･マーケティング調査について 雲南市中心市街地活性化事業の取組状況について
H28.5.10	第 1 回運営委員会	平成 27 年度活動報告及び収支決算について 平成 28 年度活動計画（案）及び収支予算（案）について 雲南市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について 雲南市中心市街地活性化協議会役員の選任について 雲南市中心市街地活性化基本計画（案）について 雲南市リテール未来プロジェクト・マーケティング調査事業について 第 1 回総会について
H28.5.11	第 1 回協議会総会	平成 27 年度活動報告及び収支決算について 平成 28 年度活動計画（案）及び収支予算（案）について 雲南市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について 雲南市中心市街地活性化協議会役員の選任について 雲南市中心市街地活性化基本計画（案）について 雲南市リテール未来プロジェクト・マーケティング調査事業について
H28.6.13	第 2 回運営委員会	雲南市における中心市街地活性化の取組み状況について 今後の予定について
H28.6.13	臨時法定協議会	雲南市における中心市街地活性化の取組み状況について 今後の予定について
H28.9.23	第 3 回運営委員会	雲南市中心市街地活性化基本計画（案）について 今後のスケジュールについて 意見書（案）について
H28.9.29	第 2 回法定協議会	雲南市中心市街地活性化基本計画（案）について 今後のスケジュールについて 意見書（案）について

H28.11.30	第 4 回運営委員会	雲南市中心市街地活性化基本計画について ＳＡＫＵＲＡマルシェ（仮称）の出店者選考について うんなん元気百貨店まちづくり協議会（任意団体）の設立について
H29.3.27	第 3 回法定協議会	雲南市中心市街地活性化基本計画について ＳＡＫＵＲＡマルシェ（仮称）の出店者選考について うんなん元気百貨店まちづくり協議会（任意団体）の設立について
H29.5.17	第 1 回運営委員会	平成 28 年度活動報告及び収支決算について 平成 29 年度活動計画（案）及び収支予算（案）について 雲南市中心市街地活性化協議会の構成員について 雲南市中心市街地活性化協議会役員の再任について
H29.5.18	第 1 回法定協議会	平成 28 年度活動報告及び収支決算について 平成 29 年度活動計画（案）及び収支予算（案）について 雲南市中心市街地活性化協議会の構成員について 雲南市中心市街地活性化協議会役員の再任について
H29.12.7		中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見書提出 （計画変更の内容について意見なし）
H30.1.24	第 2 回運営委員会	ＳＡＫＵＲＡマルシェ（仮称）整備事業について 都市再生整備計画事業について ホテル進出について 「認定基本計画」の変更及び「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」の認定申請について
H30.1.24	第 2 回法定協議会	ＳＡＫＵＲＡマルシェ（仮称）整備事業について 都市再生整備計画事業について ホテル進出について 「認定基本計画」の変更及び「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」の認定申請について
H30.5.31	第 1 回運営委員会	平成 29 年度活動報告及び収支決算について 平成 30 年度活動計画（案）及び予算（案）について 「認定基本計画」の変更について
H30.5.31	第 1 回法定協議会	平成 29 年度活動報告及び収支決算について 平成 30 年度活動計画（案）及び予算（案）について 「認定基本計画」の変更について

【雲南市中心市街地活性化協議会規約】

（協議会の設置）

第１条　雲南市商工会及びまちづくり会社　雲南都市開発株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成１０年法律第９２号。以下「法」という。）第１５条第１項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

（名称）

第２条　前条に規定する中心市街地活性化協議会は、雲南市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第３条　協議会は、事務所を島根県雲南市木次町里方５５に置く。

（目的）

第４条　協議会は、法第９条第１項の規定により雲南市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）、法第９条第１４項に規定する認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）及び法第４８条第１項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

（公告の方法）

第５条　協議会の公告は、雲南市の広報への掲載の他、協議会のホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

（活動）

第６条　協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

（１）中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること。

ア　雲南市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出。

イ　雲南市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整。

ウ　雲南市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換。

エ　雲南市中心市街地の活性化に寄与する調査研究。

オ　中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換。

カ　協議会の会員及び地域向けの情報発信。

キ　その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施。

（２）中心市街地の活性化に係る事業に関すること。

ア　市街地整備改善事業に関すること。

イ　都市福利施設整備事業に関すること。

ウ　まちなか居住促進事業に関すること。

エ　商業活性化事業に関すること。

（３）その他中心市街地活性化に必要な事業に関すること。

（構成員）
第７条　協議会の構成員は、法第１５条第１項、第４項、第７項及び第８項の規定に該当する者をもって構成する。

（役員）
第８条　協議会に、会長１名、副会長１名、運営委員若干名及び監事２名を置く。
２　会長は、雲南市商工会会長をもって充てる。
３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
４　副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
６　運営委員及び監事は、総会において、構成員のうちから選任する。
７　監事は、本協議会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。
８　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

（タウンマネージャーの設置）
第９条　協議会は、第４条の目的達成及び協議会の意見調整を円滑に進め、認定基本計画を実施するために指導的な役割を担うタウンマネージャーを置くことができる。
２　タウンマネージャーは、会長が選任し、各種活動実施にあたり計画、調整及び助言等を行う。

（事務局）
第１０条　協議会の事務を処理するために、事務局を置く。
２　事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。
３　事務局長その他の職員は、会長が任免する。

（会議）
第１１条　協議会は、次の会議を開催する。
（１）総会
（２）運営委員会
（３）タウンマネジメント会議

（総会）
第１２条　総会は、年１回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員の選任その他運営委員会が必要と認める事項を審議する。
２　総会は、会長が招集し、その議長になる。
３　総会は、構成員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
４　総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５　会長は、構成員の３分の１以上の者から総会開催請求があるときには、会議を招集しなければならない。
６　総会の議事については、議事録をつくらなければならない。

（運営委員会）
第１３条　運営委員会は、会長、副会長、運営委員をもって構成する。
２　運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
３　運営委員会は、適宜開催し、タウンマネジメント会議を統括し、第４条の活動について協議・決定する。
４　運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
６　運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
７　運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
８　協議会の運営について助言を得るため、運営委員会に専門家等の顧問を置くことができる。
９　運営委員会の議事については、議事録をつくらなければならない。

（タウンマネジメント会議）
第１４条　タウンマネジメント会議は、タウンマネージャー、事業関係者及び事務局等によって構成し、タウンマネジメントに関する事項を協議する。
２　タウンマネジメント会議は、タウンマネージャーが招集し、その議長となる。
３　協議会の目的を実行するために、タウンマネジメント会議にプロジェクトチームを設置することができる。
４　タウンマネジメント会議の運営について行政、アドバイザー、オブザーバーに助言を求めることができる。

（アドバイザー及びオブザーバーの設置）
第１５条　協議会は、協議会の活動を調整し、助言等を行うため、まちづくりについての専門的知見を有するアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

（会計年度）
第１６条　協議会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（運営経費）
第１７条　協議会の収入は、補助金等及びその他の収入をもって充てる。
２　協議会の支出は、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

（解散）
第１８条　総会の議決に基づいて解散する場合は、構成員の４分の３以上の同意を得なければならない。
２　解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

（規約の改正）

第１９条　この規約は、総会の議決を得て改正できるものとする。

（補則）
第２０条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則
１　この規約は、平成２７年４月１４日から施行する。
２　協議会設立時の役員の任期は、平成２９年３月３１日までとする。

【雲南市中心市街地活性化協議会からの意見書】
平成 28 年 9 月 30 日に、雲南市中心市街地活性化協議会から雲南市へ提出された意見書は、次のとおり。

平成２８年９月３０日

雲南市長　　速水　雄一　　様

雲南市中心市街地活性化協議会
会長　　高橋　日出男

雲南市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第１５条第９項の規定に基づき、別紙のとおり雲南市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を提出します。

雲南市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

1．はじめに

雲南市は、６町村が合併して誕生した新しい市です。旧町村には、それぞれ中心となる商業集積があるものの、三刀屋・木次の商業集積地を除けば小規模な商業集積で、「まちの顔」となるものではないことから、必然的に三刀屋・木次の商業集積地が中心市街地として、新たに誕生した雲南市の「商業の中心」「まちの顔」になっていく必要があります。

また、第２次雲南市総合計画並びに雲南市都市計画マスタープランにより位置づけられた「中心市街地エリア」は、三刀屋・木次の商業集積地をはじめ、積極的な都市基盤整備にあわせて、保健・福祉・医療、教育文化に関わる公共施設など主要都市機能の集積を図ることによって、名実ともに雲南市の「まちの顔」として、賑わいの創出や定住促進、交流人口拡大の拠点となることが期待されています。

雲南市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）においては、平成２７年４月の発足以降、民間事業者や商工会、まちづくり会社、行政が一体となりワークショップやタウンマネジメント会議などを通して、魅力ある商業エリア「うんなん元気百貨店」の構築に向けた検討や新たな事業参画者の掘起し等を進めてきました。

今般、市から提示された雲南市中心市街地活性化基本計画（案）（以下、「基本計画（案）」という。）は、こうした各方面での検討経過の中で得られた様々な意見や提案が反映されたものであり、官民が一体となって取組むべき中心市街地活性化事業の指針となるべきものであります。

これらの協議・検討の経緯を踏まえ、基本計画（案）に掲げる事項について、以下のとおり意見を提出いたします。

2. 協議会の意見

当協議会の意見については、基本計画（案）に位置付ける事業が円滑かつ着実に実施されることにより、中心市街地の活性化が図られると判断されることから、基本計画（案）の内容については、妥当なものであるとの結論に至りました。

なお、基本計画（案）の推進にあたりましては、次の事項について、市当局の格段のご配慮をお願いするものであります。

（1）基本計画（案）の計画変更等について

基本計画（案）に掲げる商業エリアにおいて、活性化に寄与し、事業熟度が十分であると判断される新たな事業や既に計画されている事業の見直しなどが発生した場合には、当該基本計画（案）の変更等に柔軟に対応することが望まれます。

また、基本計画（案）策定の過程において実施計画に至らなかった隣接区域の商業エリアについては、引き続き整備事業等の検討が行われることを望みます。

（2）持続的なまちづくりの推進について

中心市街地活性化の取組みは、今後５年間の基本計画の計画期間や計画に盛り込まれた事業だけにとどまることなく、これ以降についても新たな事業を検討するなど、持続的にまちづくりを進めていくことが必要と考えます。

（3）市の積極的な関与について

全国的に少子高齢化や人口減少、地域経済の冷え込みが続く中、本市における民間活力も著しく低下していることから、基本計画（案）に基づく施策の実施にあたっては、民間事業者、まちづくり会社、商工会、行政がより密接に連携し、それぞれが積極的に「まちの顔」づくりに取組むことが必要と考えますので、市においても引き続き積極的な取組みを望みます。

（4）市民・企業等の参画について

基本計画（案）の推進にあたっては、市や商工会など関係者のみならず市民をはじめ企業・事業者の理解と協力を得て、一体的な取組みを進めて行くことが求められていることから、基本計画（案）の内容や施策の周知をはじめ、まちづくりに関する意見の聴取や情報発信を進め、市民・企業等のまちづくりへの参画を促進していただくよう望みます。

（5）まちづくり会社への支援について

民間事業の推進にあたっては、まちづくり会社の果たす役割が特に重要であることから、必要な資金や人材の調達等に配慮していただくよう望みます。

（6）新たな支援制度の創設について

中心市街地エリアにおける民間事業者の取組みについて、国や県の支援制度を積極的に活用することはもちろんですが、市独自の新たな助成制度の創設など、民間投資を促進させる制度の拡充を望みます。

（7）フォローアップの実施について

国の基本方針に基づき、市では、基本計画（案）で設定した成果目標について、毎年確認・検証しフォローアップを行うこととなっています。

各事業主体においても、事業評価を行い、事業計画の見直しや調整を行うＰＤＣＡサイクルを確立することが必要であると考えます。

3．終わりに

当協議会は、事業実施者や関係団体等と連携して、今後も適宜協議・調整を行い、基本計画（案）の推進や中心市街地活性化の実現に向けて、主体的かつ積極的に取組んで参ります。

［3］基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

（1）客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①統計的データの客観的な把握・分析

「1．中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2]中心市街地の現状分析」の欄に、統計的データによる客観的な把握・分布を記載した。

②地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

「1．中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3]地域住民のニーズ等の把握・分析」の欄に、「中心市街地住民アンケート」、「商業者アンケート」、「来街者（周辺住民）アンケート」に基づく把握・分析を記載した。

（2）様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等

①各種団体との連携

中心市街地活性化の推進にあたっては、民間事業者やまちづくり団体、大学、行政、第3セクターなど多様な主体の連携・協働により取組みを行っていく。また、これらの主体間のコーディネート役となる「まちづくり会社」の機能を強化するため、定款変更や社名変更により、より中心市街地活性化の活動を行いやすくした。また、雲南市と雲南市商工会が連携して、会員や新規起業者への指導や助言を行い、商業振興を図る。

②雲南市中心市街地活性化　～チャレンジうんなんシンポジウム～

平成27年8月28日、チャレンジうんなんシンポジウムが木次経済文化会館チェリヴァホールにおいて開催され、約200人が参加した。シンポジウムでは、先進地事例を交えた講演があり、その後に住民代表等によるパネルディスカッションが行われ、活発な意見交換がなされた。

③幸雲南塾の取組み

平成 23 年度から毎年約半年間の幸雲南塾を開催している。雲南の地域資源を活用した起業プランや地域活性化プランの実現を目指す若者が集い・学び・考え・つながる場となっている。

20～40代の若手起業家を講師に迎え、塾生自らが実行するプランを作り上げ、雲南市で活躍する地域プロデューサーを輩出してきている。

このような人材に中心市街地において活躍の場を提供する。

④オンデマンド交通システム

雲南市では「だんだんタクシー」と称するデマンド交通システムを運行している。平成14年から試験運行を始めて、現在では通常運行している。だんだんタクシーとは、路線バスとタクシーの中間的交通機関で、利用者は路線バスのように停留所まで出て待つ必要がなく、ジャンボタクシー（ワゴン車）が自宅まで迎えに来てくれて、目的地まで運ぶ仕組みであり、300円均一の格安料金となっている。利用者は乗りたい便の発車30前までに、予約センターの電話に乗車場所と降車場所を伝えると、予約センターから利用便のタクシーに15分前をめどに予約リストを電送し、運行を始める。予約が入らないと運行しないため、空車で走ることはない。

だんだんタクシーにより、中心市街地と周辺部のネットワークが強化され、医院や商店の買い物客の増加、タクシー運転手の雇用など、地域経済にも多大な効果が上がっている。